各務原市那加大洞一（次の図に示す部分に限る。）、尾崎西町一丁目六の一、山県市佐野字下屋敷一三三の三、字中屋敷一五六・一五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五九、揖斐郡揖斐川町谷汲高科字灰洞八一三から八一五まで、八一七から八二〇まで、字西ケ谷八二一、八二五から八二七まで、八二九、八三一、八三二の八、日坂字和佐谷一四四九の一、谷汲神原字水掛一三四〇の一、一三四〇の三、一三四〇の六、一三四一、西横山字小坂奥長一一二八・一一二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字小坂奥一六九七の一、一六九七の二、一六九八の一（次の図に示す部分に限る。）、池田町願成寺字西墳ノ越三六八の二、字内山六八三の一、六八三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町大間見字西内戸四〇七、字元夕用五五一の三、字夕用三六四、三六五の四、飛騨市河合町保字保峠二〇八三の一、二〇八四の一、河合町天生字池ノ奥三七の二二、三七の二三、字栃洞三四七の三・三四八の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三四九の五、三五〇の四、宮川町三川原字芦谷口四四七の一、字わすへ坂七三二、字芦谷七四七、本巣市根尾松田字中段五七から五九まで、六〇の一、六〇の八、六〇の一一、六一、六四、恵那市上矢作町字中新田一二二八の二九、一二四一の一、不破郡垂井町平尾字黒岩一四六三の六一から一四六三の八六まで、一四六三の八、一四六三の九〇から一四六三の九七まで、一四六三の九九から一四六三の一〇八まで、一四六三の一一九、一四六三の一三六から一四六三の一四三まで、一四六三の一四四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市加子母字杉ケ平一一五の一、一一七の一、一一八から一二〇まで、一二三の四一七、字井上二八九八の二、神坂字川原田六八三の一、字吉原八五九の一、阿木字川入五七三七の八六から五七三七の八八まで、五七三七の九七、五七三七の九八、字木戸ケ入六一九九の一五〇、飛騨市神岡町跡津川字折付元六四の四、神岡町殿字保木戸平一六七七の二（次の図に示す部分に限る。）、河合町新名字西ノ谷九の一、一〇、一一の一、一二、一三・一五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字洞二〇、二九、七三、八六、八七、下呂市御厩野字下り谷二九一の四九から二九一の五一まで、二九一の五三、二九一の五六、二九一の五九から二九一の六三まで、二九一の六五から二九一の六九まで、二九一の八四、二九一の八八、二九一の五五・三〇〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市今津町保坂字見坂六九五の二（次の図に示す部分に限る。）、六九五の七、七一〇の一、七一一の一、七一三、七一四（次の図に示す部分に限る。）、七一六の二、七一七の一、七一七の二、七一八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県遠野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県藤岡市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。